2　倫理法等に違反する疑いがある行為に係る調査及び懲戒の状況

⑴　調査及び懲戒処分等の件数

平成23年度に倫理法等に違反する疑いのある行為に関し新たに調査が開始された事案は14件、前年度から継続して調査が行われた事案は７件であった。これらのうち、倫理法等に違反する行為があることを理由として懲戒処分が行われたものは６件で合計13人（停職２人、減給５人、戒告６人）（２⑵参照）であり、各府省の内規による訓告・厳重注意・注意等の措置（以下「矯正措置」という。）が講じられたものは11件で合計14人であった（１件の事案の中で複数の職員が違反行為を行い、懲戒処分、矯正措置の両方が行われたものは１件あり、懲戒処分件数及び矯正措置件数のそれぞれに計上している。また、懲戒処分を受け又は矯正措置が講じられた職員の数には、平成24年度以降特別職等から職員へ復帰する際に処分等予定の者２人を含む。）。また、平成23年度の調査が平成24年度に継続された事案は５件であった。

これらを前年度と比べると、新たに開始された調査件数で10件、懲戒処分件数で８件、矯正措置件数で１件、それぞれ減少している（表４）。

なお、倫理法が全面施行された平成12年４月から平成23年度末までの間に、倫理法等に違反する行為があることを理由として懲戒処分を受けた職員は429人（免職63人、停職31人、減給104人、戒告231人）、矯正措置が講じられた職員は516人であった（平成24年度以降特別職等から職員へ復帰する際に処分等予定の者８人を含む。）。

表４　調査及び懲戒処分等の件数等の推移

（単位：件、人）

項目＼年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	累計（平成12～23年度）
調査開始事案数	34 ＜6＞	58 ＜6＞	18 ＜5＞	24 ＜5＞	14 ＜7＞	269
処分等件数（人数）	32（159）	57（267）	16（30）	21（61）	16（27）	252（945）
懲戒処分件数（人数）	27　（83）	30　（94）	10（21）	14（28）	6（13）	166（429）
免職	11　（11）	6　（9）	4　（4）	4　（6）	0　（0）	50　（63）
停職	1　（1）	8　（9）	1　（1）	1　（1）	2　（2）	24　（31）
減給	9　（17）	7　（36）	2　（3）	2　（2）	4　（5）	49（104）
戒告	13　（54）	17　（40）	6（13）	8（19）	3　（6）	81（231）
矯正措置件数（人数）	14　（76）	38（173）	8　（9）	12（33）	11（14）	132（516）

㈱１　＜　＞は前年度からの継続事案数（外数）を表す。

２　１事案につき懲戒処分を受けた職員と矯正措置が講じられた職員の両方がいる場合はそれぞれに計上しているため、懲戒処分及び矯正措置の合計件数は処分等件数と一致しない。

３　１事案につき異なる種類の懲戒処分を受けた職員がいる場合はそれぞれの種類ごとに計上しているため、内訳（免職等）の合計件数は懲戒処分件数と一致しない。

⑵　倫理法等違反事案の概要

平成23年度において、倫理法等に違反する行為があることを理由として懲戒処分が行われた事案の概要及び処分内容は表５のとおりである（平成24年度以降特別職等から職員へ復帰する際に処分等予定の者２人を含む。）。

表５　平成23年度における倫理法等違反により懲戒処分が行われた事案の概要等

番号	違反行為	処分内容	事案の概要
1	利害関係者から無償で役務の提供を受け、共に遊戯し、倫理監督官に届け出ず１万円を超える自己の飲食費用を負担し共に飲食し、利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて飲食の供応接待又は財産上の利益の供与を受けた事案（倫理規程第３条第１項第４号、第７号、第５条第１項及び第８条違反）	減給３月（俸給の月額の１／10）（１人）	国税庁の地方支分部局の職員１人が、行政指導の相手方として利害関係者である事業者との間で、倫理監督官に届け出ずに４回にわたり自己の飲食費用として１万円を超える金額を負担し共に飲食したほか、１回共にパチンコをし、さらに、上記飲食等の際、３回にわたり送迎させ無償で役務の提供を受けたもの。 また、利害関係者以外の事業者との間で、８回にわたり飲食の供応接待（うち１回19,400円ほかは金額不明）を受けたほか、上記飲食の際を含め、少なくとも13回にわたり送迎を受け、社会通念上相当と認められる程度を超えて飲食の供応接待又は財産上の利益の供与を受けたもの。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
2	利害関係者から物品の贈与を受け、共に旅行をした事案（倫理規程第３条第１項第１号及び第８号違反）	減給３月（俸給の月額の２／10）（１人）	法務省の地方支分部局の職員１人が、許認可等の相手方として利害関係者である事業者から飲料物の提供（数百円程度）を受け、さらに、共に海外旅行をしたもの。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
3	利害関係者から金品の贈与を受け、無償で役務の提供を受け、飲食の供応接待を受け、つけ回しをし、利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて飲食の供応接待及び財産上の利益の供与を受けた事案（倫理規程第３条第１項第１号、第４号、第６号及び第５条第１項、第２項違反）	停職６月（１人） 減給３月（俸給の月額の１／10）（１人） 戒告（４人）	国土交通省の地方支分部局の職員１人が、契約の相手方として利害関係者である事業者から、香典として現金の贈与（10,000円）を受け、中元・歳暮として７回にわたり贈答品の贈与（合計21,000円～28,000円相当）を受け、同事業者と共に飲食した際、45回にわたり供応接待（合計174,963円～178,963円）を受け、上記飲食の際、４回にわたりタクシー券の利用の提供（合計4,000円相当）を受け、１回、往路において同事業者の従業員が運転する車両に同乗し無償で役務の提供を受けたほか、６回にわたり私的な飲食の代金（合計24,000円相当）を同事業者に負担させたもの。さらに、同事業者が利害関係者に該当しない期間において、同事業者から８回にわたり供応接待（合計32,000円相当）を受け、その際、３回にわたりタクシー券の利用の提供（合計4,500円相当）を受けたほか、歳暮として１回、贈答品の贈与（3,000円～4,000円相当）を受け、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待等を受けたもの。 また、別の職員３人が、契約の相手方として利害関係者である同事業者から、それぞれ、６回、５回又は４回にわたり供応接待（それぞれ合計、28,000円、20,000円又は14,000円）を受け、同職員のうち１人及び別の職員１人が、中元・歳暮としてそれぞれ９回又は２回にわたり贈答品の贈与